

トライアル発注推進事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、トライアル発注推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- (1) この要綱において「トライアル発注推進事業」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項4号に規定する場合に該当するものとして行う随意契約を活用して行う県内の中小企業者の育成のための取組をいう。
- (2) この要綱において「新商品等」とは、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づく経営革新計画の静岡県知事承認を受けた者が当該計画に基づき新たに開発した商品又は役務
 - イ 県において有効な使途が認められ、かつ発注が見込まれるもの
 - ウ JIS規格等の品質及び安全性に関する基準に合致しているもの
 - エ 他者の知的財産権を侵害していないもの
- (3) この要綱において「発注」とは、商品を購入入れ若しくは借り入れる契約又は役務の提供を受ける契約をいう。

第3 新商品等の募集

- (1) 知事は、トライアル発注推進事業の選定を受けようとする新商品等について広く募集するものとする。
- (2) 新商品等の選定を受けようとする者は、トライアル発注新商品等申請書(様式第1号)を知事に申請するものとする。
- (3) (2)の申請を行うことができる者は、経営革新計画(「新商品の開発または生産」、「新役務の開発または提供」の類型に限る)の静岡県知事承認を受けた事業者とする。

第4 新商品等の選定

- (1) 知事は、応募のあった新商品等について別に定めるモニター会議に諮り、県による発注が見込まれるものの選定を行い、トライアル発注推進事業選定結果通知書(様式第2号)により当該新商品等を応募した事業者を選定結果を通知する。
- (2) 知事は、(1)の規定により選定された新商品等について、静岡県ホームページにより公表する。
- (3) 選定された新商品等について、トライアル発注推進事業により県が発注できる期間(以下「選定期間」という。)は、選定のあった日の属する年度の翌年度の末日までとする。

第5 変更の届出

申請者は、第3(2)の規定による申請をしたときから、その申請に係る選定の選定期間が満了するまで（その申請に対して非選定の決定があったときは、当該決定のときまで）の間に当該申請に係る事項に変更があったときは、当該変更の事実が生じた日から30日以内に、選定内容変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

第6 選定の取消し

- (1) 知事は、次のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により選定を受けたと認められるとき。
 - イ 正当な事由なく第5の規定による届出をしなかったとき。
 - ウ 第5の規定による届出に係る変更後の商品等が、選定された新商品等の各基準に適合しないものと認められるとき。
 - エ 県において新たな発注の見込みがないと認められるとき。
- (2) 知事は、選定を取り消したときは、トライアル発注推進事業選定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するとともに公表する。

第7 新商品等の発注

- (1) 選定された新商品等の発注は、地方自治法施行令第167条の2第1項4号に規定する場合に該当するものとして行う随意契約によって行うものとする。
- (2) 知事は、発注前及び発注後において、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第49条第2項の規定に基づき、契約の相手方及び発注数量等を静岡県ホームページにより公表する。

第8 新商品等の評価及び公表

- (1) 知事は、新商品等の発注に係る契約を締結した日から起算して6月を経過したときは、速やかに当該新商品等の有用性等についてトライアル発注推進事業ユーザー評価書（様式第5号）により評価を行い、申請者に通知する。ただし、同一の発注所属が、同一の新商品等を複数回発注する場合、2回目以降の発注に関する評価を省略することができる。
- (2) 知事は、(1)の評価の結果を静岡県ホームページにより公表する。

第9 市町等への事業の普及

知事は、県におけるトライアル発注推進事業の内容及び県による発注の実績について市町に周知し、市町における新商品等の発注に関する取組の普及を図る。

第10 事務の所掌

この要綱に規定する知事の事務は、経済産業部商工業局商工振興課長が処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。